

総発第268号  
令和3年1月8日

酒田市監査委員 大石 薫 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和2年11月26日付監発第50号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措置内容
子育て支援課	指摘事項	<p>児童扶養手当過年度払戻金の不納欠損処分について、財務規則で市長の決裁を受けなければならないと規定しているが、部長までの決裁で決定していた。担当課は、事務決裁規程で部長の専決区分になっている保育所入所負担金、一時保育入所負担金と一緒に起案したため、誤って部長までの決裁で決定していた。</p> <p>不納欠損処分の手続きに適正を欠いていることから、財務規則、事務決裁規程に則り適正に事務を執行すること。</p>	<p>不納欠損処分の事務処理については、財務規則、事務決裁規程を課内で再度確認し、再発防止の対策を行う。</p>
健康課	注意事項	<p>簡易歯周疾患検診業務委託について、契約検査課が示す契約事務フローによると、最初に仕様書等の認定伺の決裁、次に見積施行伺の決裁、最後に契約伺の決裁をとることとされている。しかし、仕様書等の認定伺及び見</p>	<p>係内の相互チェック体制に努め、契約事務フローに則り適正に事務執行することを徹底するため、共有のエクセルファイルで契約事務の進行管理ができるよう改善した。</p>

		<p>積施行伺の決裁はとられているものの、契約伺の決裁がなされないまま契約が締結されており、契約事務手続きが適切ではなかった。</p> <p>契約検査課が示す契約事務フローに則り、適正に契約事務を執行すること。</p>	
健康課	注意事項	<p>休日診療所レセプト用コンピューター保守点検業務委託について、書面による承認がないまま、受託業者が点検業務を他の業者に再委託していた。契約内容では再委託は原則禁止だが、あらかじめ書面で委託者の承認を得たときは可能となっていることから、受託業者は再委託承諾申請書を担当課に提出していたが、担当課が書面による承認手続きを行っていなかった。</p> <p>契約書に則り適正に再委託の承認手続きを行うこと。</p>	<p>契約事務の進行状況を管理している共有のエクセルファイルに、当該項目を追加して、係内で相互に確認ができるよう改善した。</p>
健康課	注意事項	<p>特定不妊治療費補助金について、申請期限が過ぎたものに対して、補助金を交付していた。補助金の申請は、交付要綱で山形県特定不妊治療費助成金給付決定通知日の属する月の翌月末日までとなっているが、県の給付決定通知日が令和2年3月31日であるにもかかわらず、令和2年5月8日の申請を受付して、補助金を交付していた。</p> <p>また、当年度予算から支払うべき補助金が、前年度予算から支払われていた。令和2年4月以降の申請の中に、県の給付決定通知日が令和2年3月31日のものが10件あり、全て令和2年3月31日に遡って交付決定し、前年度予算から支払われていた。補助金の交付決定は、交付申請があったと</p>	<p>適正な事務執行について係内で共通認識を図るとともに、補助金交付要綱に則り適正に事務処理を行うため、事務マニュアルを作成した。</p>

		<p>き、当該申請に係る書類等を審査した上で行うものであり、令和2年3月31日に遡る合理的な理由がないと思われる。</p> <p>補助金交付要綱等に則り適正に事務を執行すること。</p>	
健康課	注意 事項	<p>現金の保管状況について、担当課が管理している金庫の中に、現金2万円入りの封筒が保管されていた。過去に事業関連で使用していたものと思われるが、現在は使用されておらず、保管の理由、経緯が不明の状態職員間の引き継ぎもないままになっていた。</p> <p>早急に実態を解明し、本来の帰属先を特定した上で、適切に会計処理すること。</p>	<p>保管状況から過去の検診事業の際に使用していた可能性が高いと判断し、令和2年12月21日に違算金として雑入処理した。</p>